

幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年 3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第35条 略</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第37条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号に規定する学校において、同号に規定する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年 3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第35条 略</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第37条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号に規定する学校において、同号に規定する課程を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>第38条 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者、<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)</u>後、第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、第3号に規定する学校の卒業者、<u>(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)</u>については7年以上、第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>第38条 略</p>